

第4回埼玉県少子化対策協議会 資料

- P 1 資料1-1 「子どもの生活に関する調査」の実施について
- P 3 資料1-2 市町村の子供の貧困対策の実施状況について
- P 4 資料1-3 こども応援ネットワーク埼玉の設立について(案)
- P17 資料2 次期子ども・子育て支援事業支援計画策定スケジュール
- P18 資料3 多子世帯応援クーポン事業
- P23 資料4-1 保育利用支援事業(希望時期入園制度)
- P27 資料4-2 蕨市保育予約制について(蕨市事例発表資料)
- P29 資料5-1 保育士確保推進事業
~5-7
- P39 資料6 待機児童解消に向けた目標の考え
- P40 資料7-1 幼児保育・保育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料
~7-2
- P44 資料8-1 チラシ「保育補助者雇上貸付のご案内」
- P45 資料8-2 保育補助者雇上費貸付の好事例について
- P46 資料9 「保育士等の優先入所に関する協定書」(蕨市・戸田市事例発表資料)

「子どもの生活に関する調査」の実施について

1 目的

貧困の状況にある子供や家庭の実態把握と支援のニーズを調査し、「子育て応援行動計画」の見直しデータとして活用する。

2 調査対象

(1) 対象

0歳児、5歳児の保護者

小学校2年生、5年生、中学校2年生の児童・生徒及び保護者

(2) 実施市町

熊谷市、本庄市、狭山市、新座市、宮代町、杉戸町

(3) 配布部数

約37,000部(21,000世帯)

3 調査内容

- ・ 子どもの教育・学習環境・非認知能力
- ・ 子どもの生活環境
- ・ 子どもの食・栄養・健康
- ・ 社会資源の活用状況
- ・ 世帯の家計状況 等

4 委託事業者

埼玉県立大学

5 調査スケジュール

調査実施	7月～9月
調査集計・分析	9月～2月
中間報告	11月
結果報告	3月

「埼玉県子どもの生活に関する調査」中間報告（抜粋）

1. 子どもの教育、学習環境と非認知能力

- 部屋や勉強机がないなど、子どもが落ち着いて勉強できる環境が「ない」と回答する割合は、生活困難層では高くなっている。

【小5児童からの回答 14P～17P、小5保護者からの回答 28P】

- 「塾、習い事」に行っていない子どもは、生活困難層で多く、また、授業以外での勉強時間は、所得が高いほど長くなる傾向にある。これは、塾での勉強時間が加えられていることが要因ではないかと推察される。【中2生徒からの回答 29P～32P】

- 非該当層の世帯に比べ、生活困難層の世帯の子どもたちは、自己肯定感・将来への希望が低い傾向があるなど、経済的困難により子どもが自信や希望を持ってない状況が推察される。【小2児童からの回答 9P、小5児童からの回答 22P～24P、中2生徒からの回答 37P】

※「非認知能力」とは、意欲、自制心、やり抜く力など学力テスト等で測定できない能力を指す。

2. 経済的困難と子どもの生活環境

- 子どもの持ち物と経済状況との関係では、本、子ども部屋、パソコン、勉強机、スポーツ用品、おもちゃ・ゲーム機、服・靴、おこづかい、年収が高くなるほど保有率は高くなる傾向がある一方、携帯電話・スマートフォンは生活困難層の保有率が高くなっている。

【小5児童からの回答 14P～17P】

3. 子どもの食・栄養・健康

- 虫歯の有無に関しては、所得の水準が相対的に低い世帯で未治療の虫歯が複数ある割合が高くなっている。【小5児童からの回答 47P、小5保護者からの回答 54P】

- 朝ごはんの摂取状況について、小学生・中学生のいずれの段階においても、所得の水準が相対的に低い世帯の子どもでは「毎日食べる」との割合が低くなっており、特に中学校の段階で差が大きくなっている。【小5保護者からの回答 50P】

4. 保護者の就労状況

- 母親の就労状況については、生活困難層ではパート・アルバイトが約5割を占めており、正規の職員の割合は1割強となっている。【小5保護者からの回答 56P】

5. 社会資源の活用状況

- 子育てに限らず暮らしの中で困ったときの相談機関としての公的機関に相談しますかとの問いに、最も回答が多かったのは、子どもが通う学校、保育所、幼稚園の先生で、次いで市役所・町役場・福祉事務所の窓口となっている。

【中2保護者からの回答 59P～62P】

6. 世帯の家計の状況

- 教育のための資金の準備は、年収が低い世帯ほどできていないと回答する割合が高く生活困難層のうちの6割が、教育資金について「まったく準備できていない」と回答している。【小5保護者からの回答 65P】

市町村の子供の貧困対策の実施状況について

平成30年11月現在

埼玉県少子政策課まとめ

※数字は市町村数（回答割合）

1 子供の貧困に関する実態調査について

実施した 19 (30.1%)

実施していない 34 (54.0%)

実施予定あり 10 (15.9%)

2 子供の貧困に関する計画・指針の策定状況

策定している 7 (11.1%)

策定していない 47 (74.6%)

策定予定あり 9 (14.3%)

3 庁内や官民連携の推進体制の状況

庁内連絡会議や、民間含むネットワーク会議等の設置等 14 (22.2%)

4 子どもの貧困対策に関する事業の実施状況

現在何らかの事業を行っている 47 (74.6%)

5 民間主体で取り組む事業への支援

現在何らかの事業を行っている 24 (38.1%)

6 基金・ガバメントクラウドファンディングの設置状況

クラウドファンディング型のふるさと納税を活用した就学応援金 1

基金を活用した助成金 2

こども応援ネットワーク埼玉の設立について(案)

資料1-3

1 目的

- ① 貧困の連鎖の解消に向け社会全体で取り組む機運の醸成
- ② 県民の社会貢献活動の促進

2 発起人

埼玉県・埼玉県内の賛同いただいた市町村(案)

- (福) 埼玉県社会福祉協議会
- (一社) 彩の国子ども・若者支援ネットワーク 代表理事 白鳥勲
- (特非) さいたまユースサポート ネット 代表理事 青砥恭
- 埼玉県子ども食堂ネットワーク 代表 野口和幸
- (特非) フードバンク埼玉 代表理事 竹花康雄
- (特非) フードバンクネット西埼玉 代表理事 黒田和代
- 生活協同組合コープみらい 理事長 新井ちとせ

3 スペシャルサポーター

- 法政大学教授/全国こども食堂支援センター・むすびえ理事長 湯浅誠
- 立教大学教授 湯澤直美
- 特定非営利活動法人キッズドア代表理事 渡辺由美子

4 会員の要件

貧困の連鎖の解消に資する社会貢献活動等を行う団体・個人
(会費は無料)

- ① 金銭の寄附
- ② こども食堂等の子どもの居場所づくり
- ③ 食材・物資提供、サービスの提供
- ④ 体験活動の提供
- ⑤ 学習支援
- ⑥ 社員等のボランティア
- ⑦ 親子への支援(暮らしのサポート)
- ⑧ 場所の提供
- ⑨ 広報・啓発活動
- ⑩ その他の社会貢献活動・公益活動

企業等の
社会貢献活動を促進

【社会貢献活動の事例】



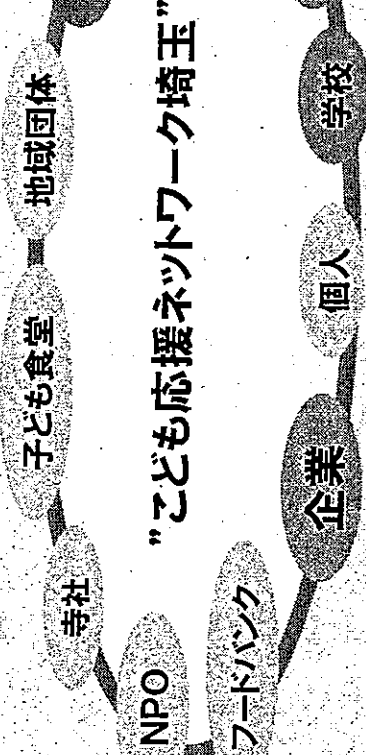
こども食堂
場所提供、運営サポート、寄附



食材寄附
ボランティア



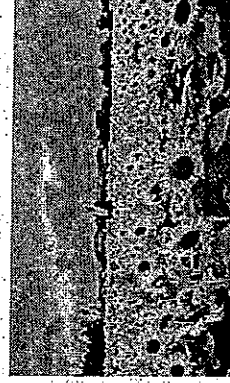
フードドライブ活動



学習支援
場所提供・ボランティア



教材の提供
(お金の教科書)



体験活動の提供

5 会員メリット

- 県HPに団体名やロゴ掲載
- 県HPとSNSで会員の活動を発信
- 会員向け情報を随時お届け
- 県が支援先のマッチングをお手伝い
イベントでの出展

6 スケジュール

- SNSによる情報発信 (6月～)
- ネットワークの会員募集開始 (調整中)
- こども食堂フォーラムの開催 (11月26日)

「こども応援ネットワーク埼玉」及び趣意書に関する意見への対応について

	意見	意見への回答
こども応援ネットワーク埼玉について	<p>(会員規約について)</p> <p>市町村が団体会員となることについて、得出し規定を設けていただけたらと思います。(第3条第1項の活動をしていなくても会員となれることを示す規定。市町村は生活保護や児童扶養手当など、子どもの貧困に関する重要な支援を行っています。市独自となると市町村で格差があります。市独自事業を行っていても、会員になれると読み取れる規定が必要と思われます。)</p> <p>(入間市・こども支援課)</p>	<p>市町村が行っている生活保護や児童扶養手当など、子どもの貧困に関する重要な支援につきましては、規約第3条に掲げる社会貢献活動等の「⑩その他の社会貢献活動、公益活動」に該当するものと考えております。</p> <p>従いまして、現時点において、県内全ての市町村が会員要件を満たしております。</p> <p>会員登録にあたって、新たな施策の実施を必要とするものではありませんので、ぜひ会員登録をお願いいたします。</p>
趣意書について	<p>「私たちは輝かしい将来の夢や目標をもって、それを目指して頑張る子どもたちを精一杯応援していきます。」</p> <p>↓</p> <p>私たちは、輝かしい将来の夢や目標をもって頑張る子どもたちを精一杯応援していきます。</p> <p>「私たち」のイメージする輝かしい将来の夢を目指すのではないのでしょうか。</p> <p>(加須市子育て支援課)</p>	<p>ご意見のとおり、修正させていただきます。</p> <p>修正後</p> <p>「私たちは、輝かしい将来の夢や目標をもって頑張る子どもたちを精一杯応援していきます。」</p>

こども応援ネットワーク埼玉 趣意書 (案)

毎日の食事が給食だけ。

晩御飯をいつも一人ぼっちで食べている。

経済的な理由で、修学旅行に行けず、部活動に参加できない。

塾に通えず、進学チャンスの狭められてしまう。

子どもたちが育った家庭環境によって、「あたり前」の生活を営むことができずに、やりたいことをあきらめ、さびしい思いをしている子どもがたくさんいます。

でも、「今の時代に、そんな子がいるのか」とおっしゃる大人が多いのが現実。子どもの貧困は見えにくいために気づくことができず、見過ごされてしまっているのではないのでしょうか。

子どもたちが安心して笑顔で毎日を過ごせるように守ってあげるのは私たち大人の責任です。

そこで、私たちは「こども応援ネットワーク埼玉」を発足させることにしました。

私たちは、県民の皆さんをはじめ企業、NPO、各種団体、行政などの様々な立場の皆さんと手をたずさえて、孤立や貧困にある子どもやその家庭を見過ごすことなく守り、子どもたちの笑顔を育んでいきます。

おいしいご飯を、みんなで楽しくお腹いっぱい食べましょう。

学ぶことの楽しさを知ってください。そして、たくさんの大人や友達とふれあってください。

私たちは、輝かしい将来の夢や目標を持って、~~それを~~目指して頑張る子どもたちを精一杯応援していきます。

そして私たち大人も、子どもたちの笑顔からたくさんの元気をもらいます。

私たちはこのネットワークを通じて、子どもたちを応援しようと立ち上がった会員の皆さんとのつながりを大切に、会員相互の情報共有を図りながら、会員自身が得意なことや持ちあわせている資源を存分に活かし、着実に実行に移していきます。

私たちの考えに賛同していただける仲間を募りたいと思います。

ぜひ御一緒に、できることから、一つひとつ、前に向かって取り組んでいきましょう。

すべての子どもたちが、チャンスと希望を持って素敵な大人になれるように。

平成30年11月

こども応援ネットワーク埼玉 設立発起人

埼玉県・埼玉県内の賛同いただいた市町村

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク代表理事

特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット代表理事

埼玉県こども食堂ネットワーク代表

特定非営利活動法人フードバンク埼玉代表理事

特定非営利活動法人フードバンクネット西埼玉代表理事

生活協同組合コープみらい理事長

スペシャルサポーター

法政大学教授／全国こども食堂支援センター・むすびえ理事長

立教大学教授

特定非営利活動法人キッズドア理事長

白鳥 勲

青砥 恭

野口 和幸

竹花 康雄

黒田 和代

新井 ちとせ

湯浅 誠

湯澤 直美

渡辺 由美子

こども応援ネットワーク埼玉 会員規約（案）

（趣旨）

第1条 「こども応援ネットワーク埼玉 趣意書」（以下「趣意書」という。）の趣旨に賛同し、貧困の連鎖の解消に向けた社会貢献活動等に積極的に取り組む企業・事業所、地方公共団体、各種団体（以下「団体・法人」という。）及び個人を会員として登録することで会員相互の情報共有を図るとともに、会員の活動を幅広く情報発信することにより貧困の連鎖の解消に向け社会全体で取組む機運の醸成を図り、もって貧困の連鎖の解消に向けた県民の社会貢献活動等の円滑な推進に資することを目的とする。

（事務局）

第2条 事務局を埼玉県福祉部に置く。

（会員の社会貢献活動等）

第3条 会員は、趣意書に賛同する団体・法人及び個人で、埼玉県内において次に掲げる社会貢献活動等を1つ以上実施するものとする。

- ①金銭の寄附
- ②こども食堂等の子どもが安心できる居場所づくり
- ③食材や物資提供のほか、様々なサービスの提供
- ④体験活動の機会の提供
- ⑤学習支援の機会の提供
- ⑥ボランティア活動（企業・事業所、団体の場合は社員や構成員によるボランティア活動）
- ⑦親子への支援（就業や家計、子育て、住まいをはじめとする暮らし全般の相談等のサポート）
- ⑧場所やスペースの提供・フードドライブBOXの設置
- ⑨広報・PR活動
- ⑩その他の社会貢献活動、公益活動

2 次のいずれかに該当するものは、前項の社会貢献活動等には該当しない。

- ①政治活動または宗教活動に関するもの
- ②法令その他公序良俗に反するもの
- ③虚偽や誇張があるなど事実と反するもの
- ④第三者の権利や財産を侵害するおそれのあるもの
- ⑤人種、国籍、職業、性別、思想、信条、障害等により不当に人を差別し、または差別を助長するおそれのあるもの
- ⑥子供の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- ⑦その他会員の取組として適当でないと事務局が認めたもの

（会員登録）

第4条 会員への登録を希望する団体・法人及び個人は、趣意書と本規約に同意のうえ、様式1-1（団体・法人用）または様式1-2（個人用）の会員登録シートに必要事項を記入の上、事務局に提出する。

2 事務局は、前項の会員登録シートの提出があった場合において、その内容が第1条の趣旨に照らし、

適当であると認めるときは、会員として登録するとともに、その旨様式2により会員あて通知する。

3 フェイスブックページ「こども応援ネットワーク埼玉」に「いいね!」をしたアカウントについては、「SNS会員」とみなし、その登録数を事務局は随時把握する。

(変更等の届出)

第5条 会員として登録された団体・法人及び個人は、登録した内容を変更し、または取り消ししようとするときは、速やかに様式3により事務局に届出を提出するものとする。

(会員の社会貢献活動等の広報)

第6条 事務局は、ホームページやSNS等の広報媒体を活用し、会員の社会貢献活動等を積極的に広報する。

2 会員自身も自らの社会貢献活動等について、積極的に広報を行うよう努めるものとする。

(会員の社会貢献活動等への協力)

第7条 事務局は、会員からの要請に基づき、社会貢献活動等の対象となる支援先に関する情報提供を行うとともに、支援先のマッチングに協力するなど、会員が社会貢献活動等を円滑に実施できるような環境づくりに配慮するものとする。

(会員の遵守事項)

第8条 会員は、社会的通念上適切な行動を取り、当プロジェクトおよび受入先の活動や信用等に損害を与えないように責任を持って行動しなければならない。

第9条 会員は、行動の全ての責任は会員自身にあることを自覚し、会員自身の病気やけがのほか、事故、天災、盗難などの場合も、事務局および支援先への補償請求はしない。

第10条 会員は、活動を通じて知り得た情報等の秘密を保持し、活動終了後においても、それらの情報等を他者・他団体に提供しないことを誓約する。

第11条 会員は、取組の実施にあたり支援先の団体の指示に従う。

(登録内容の確認等)

第12条 事務局は、必要に応じ、会員に対し登録内容の確認ができるものとする。

2 事務局は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消すことができる。

- ①登録シートの記載事項に虚偽があることが判明した場合。
- ②会員に公序良俗に反する行為が判明し、登録がふさわしくないと認められる場合。
- ③会員と連絡が取れなくなった場合。
- ④第6条の規定に基づき、会員が登録の取り消しを希望する場合。

附則

この会員規約は、平成30年11月 日から施行する。

こども応援ネットワーク埼玉 会員登録シート

団体・法人用

登録項目	公開・非公開の区分	記入欄
団体名	公開	
ふりがな		
代表者職名・氏名	公開	
住所	公開	〒 —
御担当者所属・職名・氏名	公開	
メールアドレス	公開	
電話番号	公開	
ホームページアドレス	公開	
フェイスブックページの有無	公開	いずれかに○を あり ・ なし
社会貢献活動等の内容	公開	該当するものに、チェックマークを入れる(複数選択可) <input type="checkbox"/> ①金銭の寄附 <input type="checkbox"/> ②こども食堂等の子どもが安心できる居場所づくり <input type="checkbox"/> ③食材や物資提供のほか、様々なサービスの提供 <input type="checkbox"/> ④体験活動の機会の提供 <input type="checkbox"/> ⑤学習支援の機会の提供 <input type="checkbox"/> ⑥社員や構成員によるボランティア活動 <input type="checkbox"/> ⑦親への支援 <small>(就業や家計、子育て、住まいをはじめとする暮らし全般の相談等のサポート)</small> <input type="checkbox"/> ⑧場所やスペースの提供・フードドライブBOXの設置 <input type="checkbox"/> ⑨広報・啓発活動 <input type="checkbox"/> ⑩その他の社会貢献活動、公益活動 ()
社会貢献活動等の詳細(具体的な内容が決まっている場合に記載)	公開	

※公開と区分している登録項目には、個人を特定できる情報を記入しないでください。

こども応援ネットワーク埼玉 会員登録シート

個人用

登録項目	公開・非公開の区分	記入欄
氏名	公開	
ふりがな		
年齢	非公開	
住所	非公開 (市町村名のみ公開)	〒 —
所属・職名・肩書き等(任意)	公開	
メールアドレス	非公開	
電話番号	非公開	
社会貢献活動等の内容	公開	該当するものに、チェックマークを入れる(複数選択可) <input type="checkbox"/> ①金銭の寄附 <input type="checkbox"/> ②こども食堂等の子どもが安心できる居場所づくり <input type="checkbox"/> ③食材や物資提供のほか、様々なサービスの提供 <input type="checkbox"/> ④体験活動の機会の提供 <input type="checkbox"/> ⑤学習支援の機会の提供 <input type="checkbox"/> ⑥ボランティア活動 <input type="checkbox"/> ⑦親子への支援 (就業や家計、子育て、住まいをはじめとする暮らし全般の相談等のサポート) <input type="checkbox"/> ⑧場所やスペースの提供・フードドライブBOXの設置 <input type="checkbox"/> ⑨広報・啓発活動 <input type="checkbox"/> ⑩その他の社会貢献活動、公益活動 ()
社会貢献活動等の詳細(具体的な内容が決まっている場合に記載)	公開	

※公開と区分している登録項目には、個人を特定できる情報を記入しないでください。

様式2

第 号
年 月 日

様

(公印省略)

こども応援ネットワーク埼玉会員登録通知書

こども応援ネットワーク埼玉 会員規約第4条第2項に基づき、会員登録しましたので通知します。

様式3

年 月 日

_____あて

こども応援ネットワーク埼玉会員登録事項（変更・取消）申出書

こども応援ネットワーク埼玉 会員規約第5条に基づき、会員登録を（変更・取消）したいので申し
出ます。

記

（変更前）

（変更後）

少子第 1086 号
平成30年11月13日

各市町村 子どもの貧困対策担当課長 様

埼玉県福祉部少子政策課長

「こども応援ネットワーク埼玉」の設立発起人・団体会員への登録意向確認について（依頼）

平成30年11月2日付で依頼させていただいた少子第1040号「こども応援ネットワーク埼玉」の設立発起人・団体会員への参画について、各市町村が設立発起人および団体会員へ登録することについての御意向を把握したいと考えております。

つきましては、平成30年11月15日開催予定の少子化対策協議会での県からの説明内容等も踏まえ、別添様式の意向確認票により平成30年11月16日（金）までにメールにて回答くださるようお願いいたします。

【問い合わせ】

埼玉県福祉部少子化対策局長付企画幹 内田
電話 048-830-3204
e-mail kodomouen@pref.saitama.lg.jp

別添様式

「こども応援ネットワーク埼玉」設立発起人および団体会員登録の意向確認票

市町村名 _____
担当課名 _____
担当者職名・氏名 _____
連絡先電話番号 _____

30年11月16日（金）までに、下記あてメールにてお送りくださるようお願いいたします。
宛先

埼玉県福祉部少子化対策局長付企画幹 内田

電話 048-830-3204

e-mail kodomouen@pref.saitama.lg.jp

	回 答
設立発起人として登録することに	同意します ・ 同意しません
団体会員として登録することに	同意します ・ 同意しません

いずれかを「○」で囲んでください

困窮者向けにフードパントリーを 設置・運営する団体を募集します

食材とノウハウは、セカンドハーベストジャパンから提供されます

食材の流れイメージ



11月29日(木)11:00~12:00
フードパントリー見学会開催
場所 セカンドハーベストジャパン東京本部

お申し込みは埼玉県福祉部企画幹内田まで

048-830-3204 kodomouen@pref.saitama.lg.jp

セカンドハーベスト・ジャパンフードバンク部 坂本

akamoto@2hj.org 電話03-5822-5375

フードパントリー設置・運営要件(理想)

セカンドハーベストジャパン 2018.9増田

当初から全ての条件を満たす事は難しいと思いますが、理想形としては以下です。2Hからノウハウ提供はする予定です。

- セカンドハーベスト・ジャパンから食品提供を受けて実施
- ・対象者が生活困窮者および食の支援を必要とする方であること
- ・食品の保管管理体制および場所の確保が出来ること
- ・担当者者と運営ボランティアをおけること
- ・個人情報取り扱い体制が出来ていること
- ・活動をカバーする保険に入っていること
- ・独自財源の確保ができること
- ・原則、支援団体から2H拠点まで食品を引き取りに来ること
- ・食品配布に関わる記録を残せる体制になっていること
- ・2Hへの運営協力金(現在は任意)について、趣旨をご理解いただき拠出に向けて準備をしていただくこと
- ・16万人プロジェクトに賛同し、ホームページをリンクしていただくこと
- ・原則法人格をもち、1年以上の活動実績があること
- (法人格を持たない場合は2年以上の活動実績があること)
- ・地産地消を目指して地元でも食材の確保ができること

セカンドハーベストジャパンとは

～日本初のフードバンク～

食品製造メーカーや農家、個人などから、まだ充分食べられるにも関わらずさまざまな理由で廃棄される運命にある食品を引き取り、それらを見童養護施設の子供たちやDV被害者のためのシエルター、さらに路上生活を強いられる人たちなどの元に届ける活動を行っています。



設立趣意書

セカンドハーベスト・ジャパン(2HJ)は、日本でのフードセーフティネットの構築を目的とし、児童養護・母子支援・障害者支援等の福祉施設や生活困窮者などに食品の提供を行っています。フードセキュリティに欠く人々に十分な食べ物を提供するため、2HJは食品企業などと連絡を取り合い食を通じた新しい社会作りを目指しています。

1フードセキュリティ:日常生活を送る為に、安全且つ栄養のある十分な食べ物を適切な手段により得られること。

私たちが目指すもの

フードセーフティネットの構築

社会の誰からも助けを得られず、食べ物に困る状態になってしまった人に直接食料を届けるフードバンクトリ活動を拡大し、食料に関するセーフティネット＝フードセーフティネットの構築を目指します

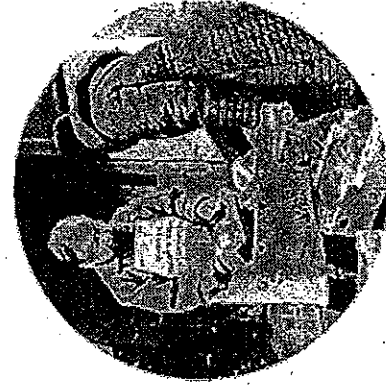
フードライフラインの強化

食品を提供する企業と、受け取る施設・団体がフードバンクをより利用しやすくなるよう様々な取り組みを行います。特に重要視しているのは、流通企業、食品企業や物流関連企業などの協力を得ながら、フードバンクの基幹流通をつくることです。

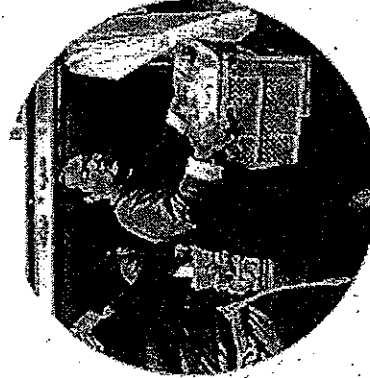
活動の4つの柱



ハーベストキッチン
(改定中)



フードバンクトリ



フードバンク活動



政策提言・発展

組織概要
名称 セカンドハーベスト・ジャパン(認)
Second Harvest Japan
本部 〒111-0053 東京都台東区浅草橋4-5-1 水田ビル1F>アクセス(地図)
TEL: 03-5822-5371 / FAX: 03-5822-5372

設立 2002年3月11日

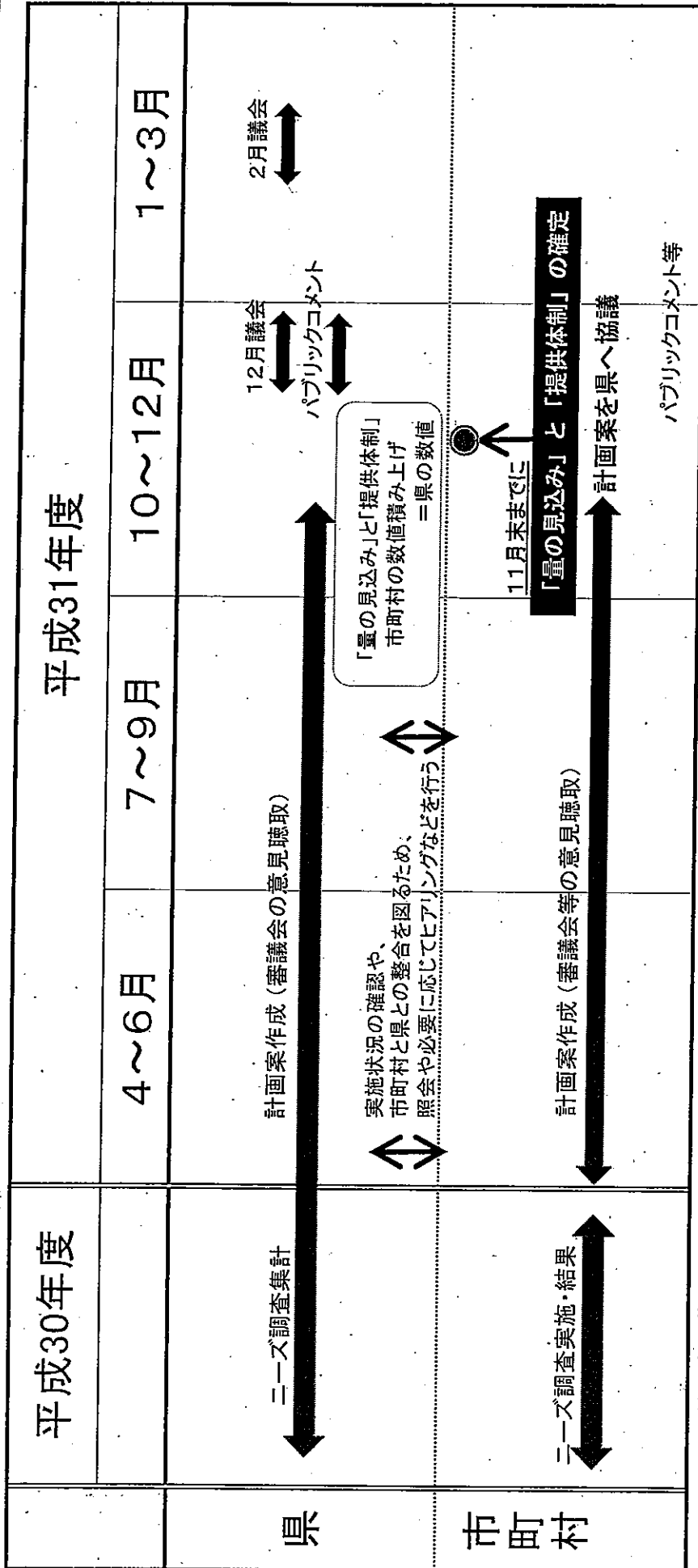
CEO マクジルトン・チャールズ

スタッフ 25名

事業内容 誰でも十分な食べ物があるように People have enough food

次期子ども・子育て支援事業支援計画策定スケジュール

資料 2



国：改正指針の公布

国：量の見込と確保方策の調査(2月頃～)

(参考)

平成30年5月24日付け 内閣府 事務連絡「市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係る利用希望把握調査等について」
(H30.5.24 電子メールにて県から各市町村子ども・子育て支援新制度担当課へ送付済)

平成30年8月24日付け 内閣府 事務連絡「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方について(送付)」
(H30.8.24 電子メールにて各市町村子ども・子育て支援新制度担当課へ送付済、H30.9.18第3回少子化対策協議会にて配布済)

1 クーポン事業

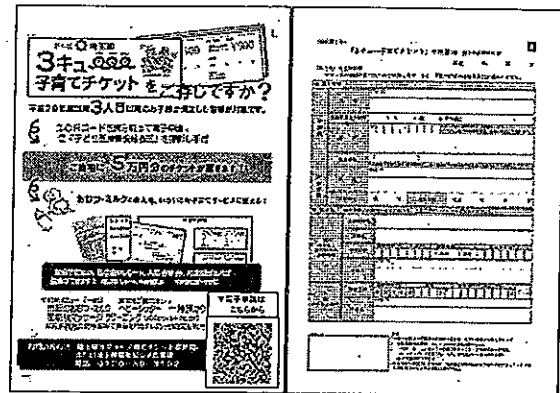
申請手続きの電子申請化(H31. 4月～)

- 利用者アンケート：スマホでの申請を求める声が多い。
- H31. 4月～ 原則：電子申請（紙申請も存続）

新チラシ（イメージ）

表面

裏面



●申請方法

- ①市町村窓口等でQR付のチラシ1枚を配付
- ②申請者がスマホまたはPCからアクセス
- ③申請内容入力

+ 子供医療費受給者証または住民票の「画像」を送信

※1月以降、2～3の市町村で先行して、QRコード付きの新チラシを配付していただきます。

2 市町村補助事業

補助対象事業の補助金交付条件の変更(H31～)

- H30年度までに補助対象として認められた事業を除き、財源振替は対象外とする。

（参考）補助要綱改正案

多子世帯応援クーポン事業費補助金交付要綱

第1条 ~ 第6条 (省略)

(補助金の交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 第2条に規定する別表の事業のうち、既存事業に対して補助を行う場合は、第3条以降に対
する事業単価の上乗せや対象サービスの拡大に該当する経費について、真補助分を充当するこ
と。

(2) ~ (7) (省略)

第8条 ~ 第14条 (省略)

附則

この要綱は、平成29年 4月 1日から適用する。

この要綱は、平成30年 8月 8日から適用する。

この要綱は、平成 年 月 日から適用する。

多子世帯応援クーポン事業費補助金交付要綱

第1条 ~ 第6条 (省略)

(補助金の交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 第2条に規定する別表の事業のうち、既存事業に対して補助を行う場合は、次のア又はイの
いずれかを満たしていないなければならない。

ア 第3条以降に対する事業単価の上乗せや対象サービスの拡大に該当する経費について、真補
助分を充当すること。なお、一部財源振替と認められる場合は、振替えられた一般財源が少子
化対策に充当されていること。

イ 財源振替と認められる場合は、振替えられた一般財源が少子化対策に充当されていること。
(2) ~ (7) (省略)

第8条 ~ 第11条 (省略)

附則

この要綱は、平成29年 4月 1日から適用する。

この要綱は、平成30年 8月 8日から適用する。

【3キュー子育てチケット登録事業者一覧】平成30年10月26日現在

サービス種別	店舗漢字名	所在地
家事代行 クリーニング (12)	(株)ゾルキンホーキー	ふじみ野市
	(株)アイナロハ ままのわ	所沢市
	(株)タカミサプライ	東京都渋谷区
	(株)コマーム	川口市
	エコキレ	川越市
	特定非営利活動法人きらりびとみやしろ	宮代町
	キッズぼけっと	松伏町
	一般社団法人認定産後ドゥーラ やの ゆきこ	志木市
	クリーニングやなぎ	草加市
	まごころクリーニングわが	さいたま市大宮区
	田辺クリーニング	杉戸町
	産後ドゥーラ 後藤 美晴	さいたま市桜区
	ベビーシッター (2)	(株)タカミサプライ
(株)コマーム		川口市
産後のケア 骨盤矯正 整体など (47)	医療法人愛和会 愛和病院	川越市
	助産院 もりあね	所沢市
	ナラヤマレディースクリニック	上尾市
	さいたま助産院	さいたま市北区
	おいかわ助産院志木母乳育児相談室	新座市
	(株)コマーム	川口市
	息吹助産院	越谷市
	陽だまり助産院	さいたま市見沼区
	桶谷式乳房管理法笛木助産院	さいたま市見沼区
	高瀬母乳育児相談室	さいたま市中央区
	Happiness Step Life	さいたま市南区
	マリア助産院	東松山市
	(株)アイナロハ ままのわ	所沢市
	助産院 母魂	春日部市
	ともみ母乳相談室	さいたま市岩槻区
	エンジェル母乳相談室/アロマエンジェル	さいたま市緑区
	三日月鍼灸指圧院	白岡市
	大平助産院 母乳育児相談室	所沢市
	たぐち整骨院	草加市
	瀧田助産院	越谷市
	助産院ガジュマル	鶴ヶ島市
	愛助産院	三郷市
	りそら整体	川口市
	耳つぼダイエットサロンRULI	さいたま市大宮区
	桶谷式はるにれ母乳育児相談室(訪問)	川越市
	さとう助産院(さとう母乳育児相談室)	越谷市
	医)辰和会 佐藤産婦人科(理事長 佐藤 辰之)	越谷市
	あごら助産院	越谷市
	松永助産院	川越市
	はとがや助産所	川口市
	原川助産院	狭山市
	VIDAカイロプラクティック大宮整体院	さいたま市
	名倉堂新栄はりきゆう整骨院	草加市
	こんどう助産院	川口市
	まな母乳育児相談室	入間市
	中島助産院	熊谷市
	うめむら助産院母乳育児相談室	草加市
	そよかぜ母乳育児相談室	羽生市
	ヨーガ療法の教室 KULA YOGA	本庄市
	YOGA-紗世	西東京市
	一般社団法人認定産後ドゥーラ やの ゆきこ	志木市
	産後ケアハウスわたなべ	さいたま市
	doula maman	深谷市
	むさし鍼灸整骨院	さいたま市大宮区
	メディカルケア・カイロ南与野	さいたま市中央区
	松田母子クリニック	所沢市
	産後ドゥーラ 後藤 美晴	さいたま市桜区

サービス種別	店舗漢字名	所在地	
ベビーマッサージ マタニティヨガなど (29)	はぐはぐベビー	さいたま市南区	
	あごら助産院	越谷市	
	医療法人愛和会 愛和病院	川越市	
	息吹助産院	越谷市	
	おいかわ助産院志木母乳育児相談室	新座市	
	ナラヤマレディークリニック	上尾市	
	さいたま助産院	さいたま市北区	
	あん整骨院	さいたま市北区	
	数土助産所すど母乳育児相談室	朝霞市	
	きこまるみろみ	越谷市	
	こんどう助産院	川口市	
	たかさか中央接骨院	東松山市	
	瀧田助産院	越谷市	
	中島助産院	熊谷市	
	エンジェル母乳相談室／アロマエンジェル	さいたま市緑区	
	助産院 母魂	春日部市	
	はとがや助産所	川口市	
	松永助産院	川越市	
	三日月鍼灸指圧院	白岡市	
	助産院もりあね	所沢市	
	VIDAカイロプラクティック大宮整体院	さいたま市	
	YOGA一紗世	西東京市	
	りそら整体	川口市	
	ヨーガ療法の教室 KULA YOGA	本庄市	
	産後ケアハウスわたなべ	さいたま市緑区	
	doula maman	深谷市	
	医療法人埼玉愛育会 太田マタニティクリニック	日高市	
	あおば整骨院	桶川市	
	松田母子クリニック	所沢市	
	子育てタクシー (8)	有限会社共和タクシー(彩和タクシーグループ)	白岡市
菖蒲タクシー有限会社(彩和タクシーグループ)		白岡市	
昭和タクシー有限会社(彩和タクシーグループ)		白岡市	
大宮自動車 大宮営業所 桶川営業所		さいたま市大宮区	
㈱八千代交通		川口市	
有限会社志木合同タクシー		朝霞市	
株式会社イーエム・アイ 子育て支援イルカタクシー		所沢市	
株式会社岩槻タクシー		さいたま市	
未就学児教室 (3)		学校法人東松山学園松山幼稚園	東松山市
		学校法人入間学園たかはぎ幼稚園	日高市
	聖学院みどり幼稚園	さいたま市西区	
ファミリーサポート (2)	鶴ヶ島市ファミリー・サポート・センター	鶴ヶ島市	
	上里町ファミリー・サポート・センター	上里町	
シルバー人材セン ター(9)	公益社団法人深谷市シルバー人材センター	深谷市	
	公益社団法人久喜市シルバー人材センター	久喜市	
	公益社団法人草加市シルバー人材センター	草加市	
	公益社団法人越谷市シルバー人材センター	越谷市	
	公益社団法人吉川市シルバー人材センター	吉川市	
	公益社団法人滑川町シルバー人材センター	滑川町	
	公益社団法人小鹿野町シルバー人材センター	小鹿野町	
	公益社団法人杉戸町シルバー人材センター	杉戸町	
	公益社団法人松伏町シルバー人材センター	松伏町	
	一時預かり (20)	つかさ保育園蕨市わらび園	蕨市
秀学会 川越クリアモール保育園		川越市	
秀学会 新所沢駅前保育園		川越市	
秀学会 所沢ハナミズキ保育園		川越市	
さいたまエンゼルホーム		さいたま市北区	
こうのすたんぽぽ翔裕園事業所内保育所元気キッズ		鴻巣市	
川口市立川口駅前保育園		名古屋市	
特定非営利活動法人子育てステーションたんぽぽ		久喜市	
学校法人入間学園たかはぎ幼稚園		日高市	
ニコニコルーム		草加市	
学校法人東松山学園松山幼稚園		東松山市	
ひまわり幼稚園		川越市	
ひまわり東幼稚園		川越市	
ひまわり南幼稚園		川越市	
草加ひまわり幼稚園		草加市	
NPO法人カローレ 第2ベビーからーれ		鶴ヶ島市	
あきくさ保育園		狭山市	
特定非営利活動法人きらびとみやしろ		宮代町	

サービス種別	店舗漢字名	所在地
	社会福祉法人栄喜会 ゆうりん保育園	さいたま市北区
	一般社団法人認定産後ドゥーラ やの ゆきこ	志木市
病児・病後児保育 (2)	医療法人愛和会 愛和病院	川越市
	(福)愛の泉愛泉乳児園 テディベアハウス	加須市
放課後児童クラブ (17)	きらきら学童保育クラブ	本庄市
	丹荘学童保育所	神川町
	学校法人人間学園たかはぎ幼稚園	日高市
	学童越谷中央教室	越谷市
	特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会	ふじみ野
	元気学童クラブ	深谷市
	特定非営利活動法人いずみクラブ	本庄市
	学童保育所みらい	本庄市
	ふじみ野市立東台放課後児童クラブ	ふじみ野市
	ふじみ野市立亀久保放課後児童クラブ	ふじみ野市
	ふじみ野市立三角放課後児童クラブ	ふじみ野市
	ふじみ野市立西原放課後児童クラブ	ふじみ野市
	ふじみ野市立東原放課後児童クラブ	ふじみ野市
	ふじみ野市立大井放課後児童クラブ	ふじみ野市
	ふじみ野市立第2鶴ヶ丘放課後児童クラブ	ふじみ野市
	ふじみ野市立鶴ヶ丘放課後児童クラブ	ふじみ野市
	松木学童	さいたま市緑区
親子ふれあい イベント(2)	助産院もりあね	所沢市
	特定非営利活動法人子育てステーションたんぼぼ	久喜市
その他 (保育施設における 実費徴収分) (25)	学校法人弘道学園秩父こども園	秩父市
	つかさ保育園和光市和光園	和光市
	つかさ保育園蕨市わらび園	蕨市
	学校法人人間学園たかはぎ幼稚園	日高市
	川口市立川口駅前保育園	名古屋市
	川口市立青木保育所	名古屋市
	アスク東大宮保育園	名古屋市
	アスクむさしうらわ保育園	名古屋市
	アスク東川口保育園	名古屋市
	アスク志木駅前保育園	名古屋市
	アスクわかば保育園	名古屋市
	㈱コマーム	川口市
	特定非営利活動法人子育てステーションたんぼぼ	久喜市
	松山南幼稚園	東松山市
	学校法人東松山学園松山幼稚園	東松山市
	ひまわり幼稚園	川越市
	ひまわり東幼稚園	川越市
	ひまわり南幼稚園	川越市
	草加ひまわり幼稚園	草加市
	聖学院みどり幼稚園	さいたま市西区
	スマイルサンキッズ保育園	所沢市
	あきくさ保育園	狭山市
	風渡野保育園	さいたま市緑区
	北浦和駅前保育園	さいたま市緑区
	松木保育園	さいたま市緑区
その他 (写真撮影) (18)	スタジオアリス上尾店	上尾市
	スタジオアリス入間店	入間市
	スタジオアリスせんげん台店	春日部市
	スタジオアリス加須店	加須市
	スタジオアリス戸塚安行店	川口市
	スタジオアリスニトリ川越店	川越市
	スタジオアリス川越南古谷店	川越市
	スタジオアリス久喜店	久喜市
	スタジオアリス熊谷店	熊谷市
	スタジオアリス東越谷店	越谷市
	スタジオアリスLiPi岩槻店	さいたま市岩槻区
	スタジオアリス草加西町店	草加市
	スタジオアリス所沢店	所沢市
	スタジオアリス新座店	新座市
	スタジオアリス和光白子店	和光市
	スタジオアリス蕨店	蕨市
	スタジオアリス東浦和店	さいたま市緑区
	スタジオアリス大宮店	さいたま市見沼区

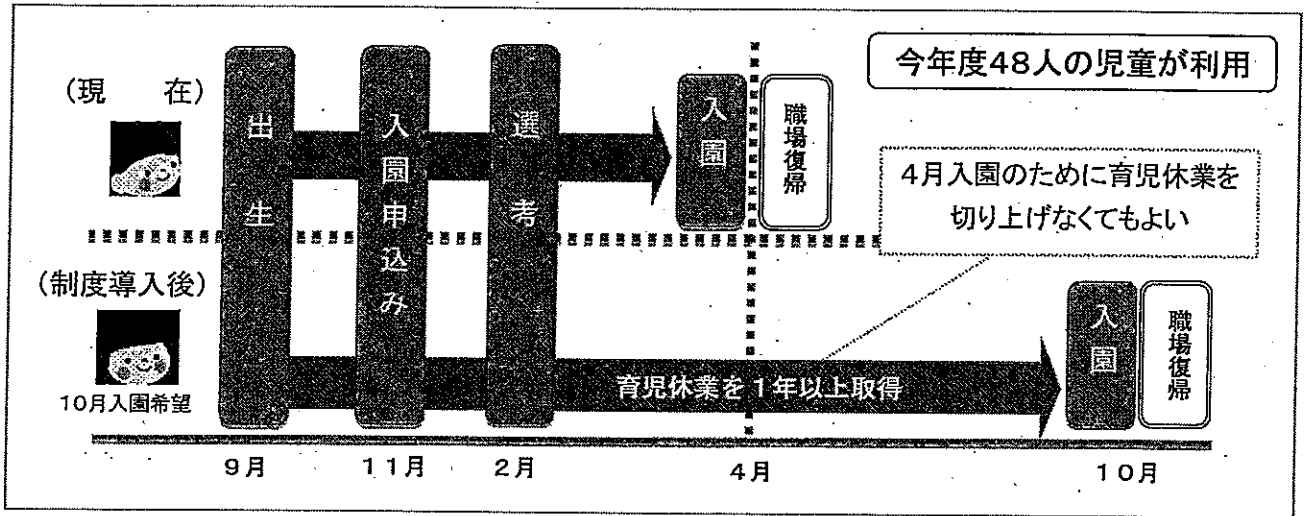
保育利用支援事業（希望時期入園制度）

1 目的

保育所等への入園を優先させるために育児休業を早く切り上げざるを得ない現状に鑑み、育児休業を切り上げることなく家庭で子育てできる環境を整備する。

2 事業概要

保護者が希望する時期(育児休業復帰時)に入園できる仕組みを導入する市町村に対し、保育所の受入に必要な体制整備に係る費用を支援する。



補助メニュー	内容	対象経費	子育て安心プラン	補助率	補助額
体制整備補助 (1園あたり3年間)	希望時期入園制度の導入・運営に必要な経費を補助する。 (保育士・コンシェルジュ人件費、備品、消耗品、予約制導入に係る経費について広く対象とする。)	報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	参加市町村 (国事業上乘せ)	国1/2、県1/4、市町村1/4	2,406,000円 (年額)
			不参加市町村 (県単独事業)	県1/2、市町村1/2	2,406,000円 (年額)

【参考】先行自治体の声

- ・平成30年度から希望時期入園制度を導入。問題なく進捗している。
- ・県民の方からも希望時期入園制度に関しては良い声しか聞こえてこない。
- ・特に現場の保育所がとても喜んでいる。4月に0歳児が集中しないのは職員の負担軽減につながる。
- ・待機児童にかかわらず、導入できる制度。他の市町村にも導入を勧めたい。

※ 31年度入園の0歳児の申込みが増えている市町村は特に制度導入の検討をお願いします。

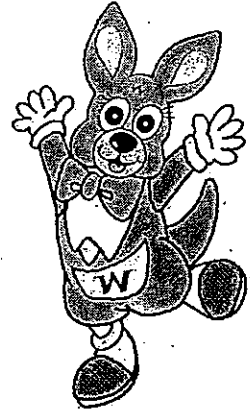
保育利用支援事業(希望時期入園制度)質疑応答集

No.	質問	回答
1	希望時期入園制度を導入することによる効果はどのようなものか。	保護者…育児休業を切り上げることなく、家庭で安心して保育をすることができ、保育所…0歳児の入園時期が4月に集中しないので、保育士の負担軽減につながる。 企業…育児休業の職場復帰の時期が明確になるので、計画的な人員配置が可能になる。 行政…保育慮うの公的負担が大きい0歳児の入園が緩和されることで、社会的なコストの軽減につながる。
2	待機児童がいる中で、「空き」を作っておくことに対外的に説明ができない。	希望時期入園制度は、これまでは4月入園が基本だった仕組みを保護者が入園時期を選べる仕組みに変えるものである。4月入園の希望者も10月入園の希望者も、これまでどおり同じ基準で同じ時期に選考を行うため、選考の仕組み自体を変えるものではない。 また、希望入園者のために新たな特別枠を設けるわけではないので、制度の導入によって受入れの定員が変動するわけではない。 選考方法も定員枠も従来どおりの仕組みをそのまま用いるため、公平性の観点からは何ら変更はない。
3	自営業者は対象外となり不公平ではないか。	自営業者であっても、家庭で1年間保育することを宣誓してもらうことで、希望時期入園制度の対象とすることも可。
4	希望時期入園制度により定員が埋まらない部分について減収になるが、その補填はあるのか。	国「保育利用支援事業(予約制)」及び県「保育利用支援事業(希望時期入園制度)」(案)により、制度を導入する際に係る経費(人件費、備品、消耗品等)の補助を受けることが可。
5	希望時期入園制度利用者が入園するまでの間、空いている枠を有効活用する手段はあるか。	一時預かりや出産理由の短期入園に利用することが想定される。
6	転入者に対してはどのように取り扱ったらよいか。	選考を従来どおり実施するのであれば、転入者の取扱いもこれまでどおりと何ら変わりはない。
7	待機児童の増加につながるのではないか。	「保育所等利用待機児童数調査」(厚生労働省)では、「産休・育児明けの利用希望として事前に利用申込みが出ているような、利用予約(利用希望日)が調査日よりも後のもの」の場合には、調査日時点においては、待機児童数に含まれないこと。」としている。
8	内定していた施設を変更したい旨の要望があった場合にはどのように対応しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・内定取り消しとします。(鴻巣市) ・内定した施設の変更は受け付けていない。入園後に転園希望の受付を行うことはできる。また、入園前に内定を辞退して別園に申し込むことも可能だが、再度選考となる。(狭山市) ・入所後の翌年4月に転所希望が出せる旨伝えている。(幸手市)
9	希望する時期に入園が内定していた人が育児休業を延長することとなった場合にはどのように対応しているか。(希望時期まで空きにしていていたにも関わらずキャンセル)	<ul style="list-style-type: none"> ・内定取り消しとします。(鴻巣市) ・もとも、1歳未満で入園を希望していた場合は、原則として入園申し込み時に記載した入園月は変更できないようにしているが、最大1歳の誕生日までは延長が可能としている。育児延長は保育園に入園できなかった場合のみ可能となるため、保育予約制で入園が決定している人は育児延長ができない。(狭山市) ・平成30年度について、キャンセルはなかった。満1歳より前の復帰及び1歳以降の延長をする方は、当制度は利用できないとしている。(幸手市)

保育利用支援事業(希望時期入园制度)質疑応答集

No.	質問	回答
10	最長11か月間0歳児クラスに空きが生じることに沿ってどのよう市民に説明をするか。(理解を得るために適切な説明はあるか。)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の必要性が高い児童が選考の結果入園している旨説明します。(鴻巣市) ・一番早い時期(4月入園)の選考で結果を出している内定者に入園時期を選ぶ権利があるだけで、空きが生じているわけではない。(萩原市) ・空いている期間で、妊娠・出産の事由での入所見受け入れを実施している。(幸手市)
11	次年度4月申込みを10月末から1月初めにに行っているが、それ以降に生まれた児童の取扱いは。	<ul style="list-style-type: none"> ・出生前の児童も受付しています。(鴻巣市) ・原簿名簿には空欄か未定と記入していただき、出生予定日を生年月日と仮定して受け付けている。(萩原市) ・妊娠中の方も含めた申請を受け付けている。(幸手市)
12	育児休業の定義はどうしているか。職場が育児休業と認めていなければ良しとしているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の取得により、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他法令による育児休業に係る給付金の受領対象者に該当することとされています。(鴻巣市) ・「育児休業等」としており、保育を必要とする理由が「就労」で、育児等取得前と同じ職場に復職するのであれば育児休業という名目でなくともよい。(萩原市) ・添付書類に、日本年金機構等に提出する「育児休業取得者確認通知書」の写しを提出してもらっている。(幸手市)
13	予約キャンセルは何か月前までという規定はあるか。キャンセルを防止するための対策はしているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。(鴻巣市) ・キャンセルする場合はできる限り早めに連絡をいただくよう伝えられている。(萩原市) ・規定はない。(幸手市)
14	0歳児クラスに空きが生じている間、短期入所や一時預かり等をしているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠出産などの要件で短期の場合は受け入れを行う(実績なし)。(鴻巣市) ・行っていない。(萩原市) ・している。(幸手市)
15	制度導入にあたって、事前に想定していなかったクレームはあったか。反対に、想定していたが意外とされなかったクレームはあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に想定してなかったクレーム…特になし ・想定していたが意外とされなかったクレーム…予約者がいるため空いているのに入れない。(鴻巣市) ・この制度が決まる前に問い合わせがあった世帯から、この制度について何で教えてくれなかったんだというクレームはあった。また、空いているのにうちの子が入園できないのは不公平だというクレームを想定していたが、そのようなクレームはなかった。(萩原市) ・職場が就労先を斡旋できない。「派遣会社で育児を取得し、ほぼ同条件にて復職の予定だったが、次の紹介を受けた職場の条件を決めかねて、就労しにくい」ということがあった。(幸手市)
16	保護者への予約決定通知はいつ頃しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初選考結果と同時期に通知(2月上旬)(鴻巣市) ・4月入園申し込みの内定通知を発送する時期と同じ。(萩原市) ・4月入所見と同一で審査し、同時期に内定として通知している。(幸手市)

蕨市保育予約制について



《概要》

導入年度 平成30年度

申込み 4月入園申込み時(第1次募集および第2次募集)

対象児童 次の項目の全てに該当すること

- ・0歳児クラスに該当する年齢であること(出産予定含む)
- ・保護者が育児休業等を継続し、誓約書に記載した「入園(復職)予定月」からの入園を希望すること。(最長で1歳になる誕生日の前日まで)
- ・保育を必要とする事由が「就労」であること
- ・保護者が育児休業等の取得前と同じ職場に復帰するため、保育を必要とする児童であること

実施園 公立保育園 全5園

申込方法 「保育園入園申込書」に加え「保育予約制利用の誓約書」を提出

選考 通常の入園申込みと同様に「選考基準表」に基づく点数により利用調整
※保育予約制利用者が有利になることはない

内定 2月上旬に内定通知および面接の案内を発送

面接 1回目: 2月中旬

2回目: 入園予定月の前月

入園まで ・園行事(夏祭り、運動会等)への参加案内

・地域子育て支援センター併設園については、来所案内

・2回目の面接において集団保育の可否を判断し、入園承諾通知を発送

《導入までの手続き》

H29年8月下旬 健康福祉部長に相談

H29年9月4日 公立保育園長会議にて保育予約制(案)を説明し、園長の意見を聴取

H29年9月下旬 市長に相談

H29年9月25日 決裁にて保育予約制の導入を決定

H29年10月1日 H30年度入園のてびきの配布、広報蕨及び蕨市ホームページに掲載

《平成30年度の実績》

- ・公立保育園の0歳児クラス定員32名中、19名が保育予約制を利用。(59.3%)
- ・4月は各園1~3名でスタート。
- ・一番遅い入園予定は2月。
- ・内定取り消し1件(予約制を申し込み8月入園予定だった児童の母親が4月に職場復帰し、児童を従業員向けの保育施設に預けていたことが判明したため)

《保護者や保育園からの声》

- ・4月に無理して入園させることなく、1歳まで育休を取れるのがうれしい。(保護者)
- ・うちの子が0歳で入園した時にも、この制度があったら良かったのに。(保護者)
- ・2月、3月生まれでも0歳児クラスに申し込めるので良かった。(保護者)
- ・例年、4月は0～2歳クラスから泣き声が聞こえてくるが今年は少ない。0歳児クラスの人数が少ないので園全体が落ち着いている。(園長)
- ・保育士不足の折、0歳児クラスの担任が他のクラスの応援に行けるのはありがたい。(園長)
- ・育休を取得している保育士の復職は4月下旬が多く、それまでは保育士が少ないため、保育予約制はありがたかった。(園長)

《Q&A》

Q1 内定が取り消しになることはありますか？

A1 以下の場合内定取り消しになります。(「保育予約制利用の誓約書」で承諾)

- ・入園予定月の前に仕事を辞めた場合
- ・申し込み児童が翌年度の4月2日以降に生まれた場合で、年度内に入園しない場合
- ・入園予定月の前までに次子を妊娠または出産するなどして育児休業を延長、もしくは新たに産休や育児休業を取得する場合
- ・他の保育園等に入園した場合
- ・市外に転出した場合
- ・入園前の面接を受けなかった場合

Q2 入園(復職)予定月の変更はできますか？

A2 原則変更できません。ただし、1回目の面接までに申し出た場合は変更可能とします。

Q3 保育予約制が利用できなかった場合は、4月に私立保育園に入園したいのですが？

A3 入園申込書の希望保育園には公立、私立とも記入し、「保育予約制利用の誓約書」も提出してください。

Q4 保育予約制が利用できなかった場合は、育休を延長したいのですが？

A4 入園申込書の希望保育園には公立のみ記入し、「保育予約制利用の誓約書」も提出してください。

Q5 入園保留となった場合はどうなりますか？

A4 5月以降の選考における内定では保育予約制は適用されません。保育予約制で希望した入園(復職)月ではなく、内定した月の入園となります。

保育士確保推進事業 [5,674万8千円]

1 SAITAMA保育人材開拓事業

[所要額5,599万8千円]

多様な保育人材の開拓

保育士・保育園支援センターの機能強化し、多様な保育人材の開拓とSNSを活用した情報発信を実施

(1) 保育士登録者名簿80,000人のビッグデータ等を活用した求人・求職開拓員による保育士の掘り起こし

◆ビッグデータから就業希望をきめ細かく把握し、多様な保育ニーズに応えられる人材を開拓

(2) 復職希望の保育士と保育所の双方に求人情報や研修など採用・復職に役立つ情報をSNSにより直接発信

◆多様な保育ニーズ専用の求人サイトを運営し、SNSによる情報発信

(3) データの活用した保育士・保育園支援センター支援員によるきめ細やかな就労支援

◆(1)、(2)で得た復職希望の保育士の情報を活用して、支援員が個別ニーズに沿った就労支援

2 働きやすい保育職場応援事業

[所要額750千円]

保育現場の働き方改革

保育関係団体と協働して保育現場の働き方改革を推進

(1) アドバイザー制度の創設 全国初

◆職場環境改善に実績がある経営者がアドバイザーとなって、園長の意識改革、好事例を横展開

平成30年度処遇改善等加算Ⅱ申請状況について(30.11.13現在)

資料5-2

市町村名	施設型			地域型			合計		
	対象施設数	処遇改善Ⅱ申請施設数	申請率	対象施設数	処遇改善Ⅱ申請施設数	申請率	対象施設数	処遇改善Ⅱ申請施設数	申請率
01さいたま市									
02川越市									
03越谷市									
04川口市									
05熊谷市	28	24	85.7%	9	3	33.3%	37	27	73.0%
06行田市	9	9	100.0%	5	3	60.0%	14	12	85.7%
07秩父市	13	11	84.6%	2	1	50.0%	15	12	80.0%
08所沢市	44	未提出	—	23	未提出	—	67	未提出	—
09飯能市	6	3	50.0%	0	0	—	6	3	50.0%
10加須市	16	15	93.8%	0	0	—	16	15	93.8%
11本庄市	20	20	100.0%	2	0	0.0%	22	20	90.9%
12東松山市	11	7	63.6%	4	2	50.0%	15	9	60.0%
13春日部市	23	19	82.6%	5	3	60.0%	28	22	78.6%
14狭山市	17	未提出	—	8	未提出	—	25	未提出	—
15羽生市	4	3	75.0%	0	0	—	4	3	75.0%
16鴻巣市	12	10	83.3%	11	6	54.5%	23	16	69.6%
17深谷市	33	32	97.0%	7	1	14.3%	40	33	82.5%
18上尾市	24	6	25.0%	21	1	4.8%	45	7	15.6%
19草加市	20	14	70.0%	20	16	80.0%	40	30	75.0%
20蕨市	8	7	87.5%	11	7	63.6%	19	14	73.7%
21戸田市	33	31	93.9%	13	10	76.9%	46	41	89.1%
22入間市	14	10	71.4%	5	3	60.0%	19	13	68.4%
23朝霞市	29	28	96.6%	17	13	76.5%	46	41	89.1%
24志木市	18	14	77.8%	10	9	90.0%	28	23	82.1%
25和光市	13	11	84.6%	23	7	30.4%	36	18	50.0%
26新座市	29	22	75.9%	23	15	65.2%	52	37	71.2%
27桶川市	9	9	100.0%	5	1	20.0%	14	10	71.4%
28久喜市	22	21	95.5%	3	3	100.0%	25	24	96.0%
29北本市	8	4	50.0%	0	0	—	8	4	50.0%
30八潮市	12	8	66.7%	6	6	100.0%	18	14	77.8%
31富士見市	16	未提出	—	9	未提出	—	25	未提出	—
32三郷市	15	9	60.0%	6	3	50.0%	21	12	57.1%
33蓮田市	2	2	100.0%	3	3	100.0%	5	5	100.0%
34坂戸市	8	6	75.0%	12	0	0.0%	20	6	30.0%
35幸手市	2	2	100.0%	1	1	100.0%	3	3	100.0%
36鶴ヶ島市	11	10	90.9%	4	2	50.0%	15	12	80.0%
37日高市	7	5	71.4%	3	1	33.3%	10	6	60.0%
38吉川市	11	未提出	—	6	未提出	—	17	未提出	—
39ふじみ野市	17	未提出	—	4	未提出	—	21	未提出	—
40白岡市	4	2	50.0%	5	1	20.0%	9	3	33.3%
41伊奈町	6	6	100.0%	3	3	100.0%	9	9	100.0%
42三芳町	3	1	33.3%	3	1	33.3%	6	2	33.3%
43毛呂山町	5	3	60.0%	1	0	0.0%	6	3	50.0%
44越生町	1	1	100.0%	0	0	—	1	1	100.0%
45滑川町	5	5	100.0%	0	0	—	5	5	100.0%
46嵐山町	4	1	25.0%	2	2	100.0%	6	3	50.0%
47小川町	3	1	33.3%	0	0	—	3	1	33.3%
48川島町	0	0	—	1	0	0.0%	1	0	0.0%
49吉見町	0	0	—	0	0	—	0	0	—
50鳩山町	2	2	100.0%	1	0	0.0%	3	2	66.7%
51ときがわ町	2	1	50.0%	0	0	—	2	1	50.0%
52横瀬町	1	未提出	—	0	未提出	—	1	未提出	—
53皆野町	2	2	100.0%	0	0	—	2	2	100.0%
54長瀬町	3	2	66.7%	0	0	—	3	2	66.7%
55小鹿野町	1	未提出	—	0	未提出	—	1	未提出	—
56東秩父村	0	0	—	0	0	—	0	0	—
57美里町	4	1	25.0%	0	0	—	4	1	25.0%
58神川町	1	1	100.0%	0	0	—	1	1	100.0%
59上里町	5	4	80.0%	0	0	—	5	4	80.0%
60寄居町	4	3	75.0%	1	1	100.0%	5	4	80.0%
61宮代町	3	1	33.3%	1	1	100.0%	4	2	50.0%
62杉戸町	3	3	100.0%	0	0	—	3	3	100.0%
63松伏町	4	4	100.0%	0	0	—	4	4	100.0%
県計	630	416	79.5%	299	129	51.8%	929	545	70.6%

※「申請率」は、未提出の市町を除く。

2018/11/15

SAITAMA 保育人材開拓事業 委託事業者
パーソルテンプスタッフ株式会社
アウトソーシング事業本部 第二公共サービス部
山口 順平

平成 30 年度 SAITAMA 保育人材開拓事業の実施状況について

【報告内容】

① 市町村訪問から、保育士の働き方に関する好事例の発見につながった事例

- ・好事例の一覧（別添 1 を参照）
- ・好事例のご紹介

② 「SAITAMA 保育のおしごと」ホームページに掲載している事例紹介

- ・保育園紹介（別添 2 を参照）
- ・現役保育士の声（別添 3 を参照）

月 2 回のメールマガジンの中で事例をピックアップし、潜在保育士の方へ情報提供を行う

好事例リスト

No.	設置主体及び設置主体	定員数	所在地(市町村)	内容	施策
1	社会福祉法人	60	さいたま市	給与の支払い方法がパターンから選べる(年のトータル支給額は同じだが月々充実プランとボーナス充実プランが選べる)	・ライフスタイルに合わせた選択ができるようにして職員の満足度向上につながっている ・求人票でも打ち出しで差別化を図られており目を引き(応募数増につながっている)
2	社会福祉法人	150	さいたま市	事務作業の軽減、効率化	・壁面装飾用の切り抜き機械を2台導入
3	株式会社	75	朝霞市		・法人では5つの理念、6つの方針を掲げ、理念に共感した方を採用している ※HPより【保育理念】子供たちの豊かな未来のための基礎力を育む ①子供たちが愛か「心」と「体」を育める保育②ひとりひとりの心によりそった保育 ③保護者が安心して預けられる安全な環境づくり④保護者や地域社会と力を合わせて子育て支援を行う
4	株式会社	57	志木市	過去5年離職者ゼロ	⑤一人ひとりが保育従事者としての自覚をもって、知識の習得と向上に努める 【保育方針】子供達の発達段階に応じた適切な保育を実施 ①「後放力」「探究心」②伝える力③経験体験④家庭的⑤全員保育⑥あいさつ ・採用後も理念に基づいた研修をしっかりと行うことで共通認識として持ち続けることができる
5	社会福祉法人	60	深谷市	責任の集中、負担の軽減	・年齢ごとのクラス担当制ではなく、チームごとと全年齢をローテーションしながら保育を行う ・職員の休暇などは系列4園でフォロー、即座に移動できる体制を整えている
6	社会福祉法人	120	越谷市	残業ゼロを目指して	・就業が終わる前に集まって事務処理ができる部屋を設置 ・部屋に來ていない職員を全員でフォローし時間内に終わるようにしている
7	株式会社	50	戸田市	有給取得率100%	・園長自らが率先して有休を消化 休みやすい環境づくりをしている
8	社会福祉法人	90	三郷市	働きやすい職場環境 ※HP掲載「職場環境」より抜粋	「職員の家庭第一」をホームページなどで公表しています。 産休、育休明けには1日6時間勤務の正職員という制度もあります。そのため職員同士の相互互助の意識が高く、開園当初の職員数が少ない時から法人内外の研修へ多くの参加を行っています。
9	社会福祉法人	60	さいたま市	得意分野で担当分け	得意なことが存分にできる環境。絵を描くことが得意な職員はイラスト担当、ピアノが得意なら伴奏担当という形で担当制にしている。苦手なことや出来ないことは無理矢理させない。
10	社会福祉法人	60	さいたま市	ICTの活用で事務作業負担の軽減	タブレットやスマートフォンにて登降園管理、連絡帳、掲示板等配置を行っている。書式の簡略化により子供の保育に集中できる環境を用意している。
11	社会福祉法人	150	さいたま市	身体への負担、ストレスの軽減	・早番、普通番、中番(延長番)の5交代シフト。一週間ずつの勤務交代でシフトの偏りがなく生活時間リズムも作りやすい。 ・本格的に月に1度は有休が取れる ・多様性を認め合い、意外性を楽しむ文化がある

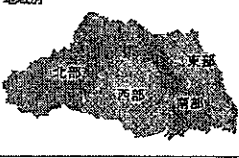
個人情報保護方針 (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/privacy/>) サイトマップ (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/sitemap/>) 子
の
小
中
大
き
(<https://saitama-hoiku-shigoto.com/enquete/>)

(<https://saitama-hoiku-shigoto.com/>) (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/hoikuen/>) (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/worker/>) (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/event/>)

ホーム (/) 現役保育士の声 (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/worker/index/>) M.Mさん

地域別に検索する

地域別



気になるワードで検索

- 埼玉県内 全域 (20)
- 埼玉県内 南部 (14)
- 埼玉県内 東部 (4)
- 埼玉県内 西部 (2)
- 埼玉県内 北部 (0)

絞り込む

M.Mさん

は～や



保育士さんの情報

- 勤務地
ゆめの駅保育園 勤務
(<https://saitama-hoiku-shigoto.com/hoikuen/detail?s=18>)
- 勤務年数
8年

私の仕事内容

早番 (7:00~16:00)、中番、遅番 (~20:15) のシフト制
各クラスの子供達の様子が分かるように申し送り (連絡ノート) を作り伝言もれないようみんなで共有出来る様になっています。

プライベートとの両立方法

子育てをしながら保育士を続けるのは大変なこともあります。家族で話し合っ協力してもらい何とかやっています。
自分の時間を週末に作り、友人と出かけたり、家族とおいしいものを食べたり、ショッピングしたりリフレッシュしています。

仕事でうれしかったエピソード

子供達の成長課程で自分の子育て経験を通してアドバイスをし保護者の方に感謝された時

復職した理由

一度退職をして子育てに専念しましたが、子供の手が離れたことで復職を考えた時に、また子供の成長に寄り添い一緒に喜びたい、自分の子育て経験を活かし、保護者の方々にも寄り添えるのではないかとこの仕事をを選びました。
シフト制ですが、子供の学校行事などに参加することも出来、職員が子育て世代の方も多く相談しあえるのがとても助かっています。

求人・求職について

埼玉県保育士・保育員支援センターまで
ご連絡ください

求職者の方
(<https://www.fukushi-work.jp/job/>)

求人事業者の方
(<https://www.fukushi-work.jp/kyujin/>)

〒330-8529 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 (影の国すこやかプラザ1階) TEL:048-833-8057

保育士・保育員支援センターは、待機児童解消に向け保育所の整備が進められている中、保育士の確保に貢献する保育所の人材確保と、保育士資格を持ちながら保育所で従事していない、いわゆる潜在保育士の職場復帰を支援していきます。

お問い合わせ

SAITAMA保育人材開発事業事務局 (バーソルテンプスタッフ㈱)

〒330-0844 埼玉県さいたま市大宮区下町1-50まつかめビル2F

TEL:048-640-2350 【受付時間 平日9:00~18:00】

この事業は埼玉県の委託によりバーソルテンプスタッフ株式会社が進めます。

就職イベント等 (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/event/>)
よくある質問 (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/faq/>)
個人情報保護方針 (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/privacy/>)

お役立ちリンク (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/links/>)
当サイトについて (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/about/>)
サイトマップ (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/sitemap/>)

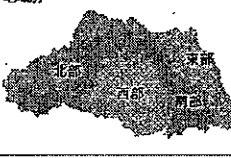
個人情報保護方針 (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/privacy/>) サイトマップ (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/sitemap/>) 字の大きさ

(<https://saitama-hoiku-shigoto.com/>) (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/hoikuen/>) (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/worker/>) (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/event/>) (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/enquete/>)

ホーム (/) 埼玉県内の保育園紹介 (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/hoikuen/index/>) レイモンド戸ヶ崎保育園

地域別に検索する

地域別



気になるワードで検索

- 埼玉県内 全域 (21)
- 埼玉県内 南部 (15)
- 埼玉県内 東部 (4)
- 埼玉県内 西部 (2)
- 埼玉県内 北部 (0)

絞り込む

レイモンド戸ヶ崎保育園

埼玉県 東部



保育園基本情報

●住所	〒341-0044 埼玉県三郷市戸ヶ崎2399-1
●電話番号	048-949-6610
●開園日・時間	平日、土曜日/平日7:00~20:00 土曜日7:30~19:00 (延長時間含む)
●施設概要	水遊平庭/園庭300坪/延長保育あり
●ホームページ	https://www.facebook.com/leimond.togasaki/ https://www.facebook.com/leimond.togasaki/

保育園方針

◇卒園会の一員として、全ての子どもに対し短期的な結果を求めず、将来消える事のない下記記載の「生きる力」「3つの心」を育てたいと思いつつ日々の保育に従事しています。

- ・「人・命を愛する心」・「自然と共に生きる心」・「想像（創造）する心」

◇一定レベルの保育を実施するのは簡単なことではありません。基盤の保育者そのものの意識が重要となってきます。そのため、保育者には「自らの家庭（プライベート）を管理できること・自らも保育園で楽しむこと・自ら笑顔を維持できる環境を保持できること」の3つを求めています。家庭を含めた自己管理ができないで、お預かりするお子様の生育に関わることはできないと思うからです。それができないと、当然「保育」そのものも中途半端となるおそれがあります。自分もお預かりするお子様もそしてその保護者の方々も笑顔でいられるような施設づくりを目指しています。

求職者へのメッセージ

園長自身失敗の繰り返し人生を歩んできました。
「失敗→反省→改善→また失敗→少しの成長？」この繰り返しの人生でした。
無駄に人生を歩んできたと思う園長自身から言うのもおこがましいですが、どこへ行っててもその職場環境のせいにしては自身の成長はありません。まず自分自身が変わっていないと…、自らが変わって職場も変えるという思いをもってほしいと思います。
そのための失敗をおそれないでほしいと思います。

人間そのものは不完全な生き物です。
失敗は当たり前です。
失敗しないで成長してきたという方がいるならそれは誰にも信用されません。
失敗の後どうするかが大事なのです。
反省は誰でもします。
反省の先にある「変わる」ということができるようになってほしいと思います。
そうすればどこへ行っても通用するようになり、自信の成長にもつながると思います。

園長のヒトコト

多くの職場ではスキル・保育技術の高い方を求めています。
自らに自信のある方はそのような職場で存分に力を発揮されればかなりの貢献ができるでしょう。でも、懐心は油断を生みます。
良機ある施設は高いスキルがある方を求めているのではないと思います。
「あすなる」ではなく「今やるう！」という精神、「未熟だからこそ努力しよう」を常に持っている方こそ求める人材なのです。

残念ながら本園では求職者がほとんどなく採用の枠もあまり出ません。
お会いすることも少ないと思いますので、他の施設における皆様のたいなるスキルアップを期待しています。

職場環境

「職員の家第一」をホームページ (facebook) をはじめ利用者にも公認しております。
そのため職員同士の相互互助の意識が高く、開園当初の職員数が少ない時からある程度充足している現在まで、法人内外の研修へ多くの参加を行っています。
如選改選Ⅱのスキルアップ研修には試行段階のH29年から行き、既に全員参加しています。

本園も多くの行事を抱えています。その中に「暑氣払い、忘年・新年会…等」の行事も公式行事並みに入っており…。以下説明は省略させていただきます。

就業事例・研修事例

就業は採用会就業規則に則り行っております。
園内研修は本園のみは年2回、埼玉ブロックの研修は年1回、そのほかに引き取り訓練等の後に
職員研修を行ったりしております。
職員研修は保育を休ませていただいて実施しています。

おすすめポイント

人の密度は10人10様です。
「働きやすさ」というのは受け身の感覚であり、職員全員が働きやすいという職場は神様の領域に近いのではないかと思います。
神様同士でも喧嘩が絶えないのは神話でも明らかです。
これは自らの努力・行動を精上げしている故のこととおもっております。
一人一人が同僚、子供、職場を思い努力すれば、そこは働きやすい環境に近づいていくのではないかとおもっています。
自らの努力なしで「働きやすい」職場を求めるとは、管理者はもとより同僚からも受け入れられないのではないかとおもいます。

保育園の自覚

昨年、本年と「ひろば(メイト社)」「新幼児と保育(小学館)」に取り上げられていますので、ご存知の方も多いとおもっておりますが、特に独自の取り組みはありません。
保育者が常に「子供のため」という意識で取り組んでいるだけで、変わったところはなく平凡な認可保育園です。

求人・求職について

埼玉県保育士・保育士支援センターを ご利用ください	求職者の方 (https://www.fukushi-work.jp/job/)	求人事業者の方 (https://www.fukushi-work.jp/kyujin/)
------------------------------	--	--

〒330-8529 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 (彩の国すこやかプラザ1階) TEL:048-833-8057
保育士・保育士支援センターは、特異児童解消に向け保育所の整備が進められている中、保育士の確保に寄与する保育所の人材確保と、保育士資格をもちながら保育所で従事していない、いわゆる潜在保育士の職場復帰を支援していきます。

お問い合わせ

SAITAMA保育人材開発専事機関 (パーソルデンプスタッフ㈱)
〒330-0844 埼玉県さいたま市大宮区下町1-50まつかめビル2F
TEL:048-640-2350【受付時間 平日9:00~18:00】
この事業は埼玉県の委託によりパーソルデンプスタッフ株式会社が運営いたします。

お問い合わせ (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/event/>)
よくある質問 (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/faq/>)
個人情報保護方針 (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/privacy/>)
お申し込みリンク (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/links/>)
当サイトについて (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/about/>)
サイトマップ (<https://saitama-hoiku-shigoto.com/sitemap/>)

(写)

資料5-7

少 子 第 1 0 6 1 号
平成30年11月9日

各市町村保育主管課長 様

埼玉県福祉部少子政策課長 (公印省略)

埼玉県が保有する保育士情報の提供について (照会)

県では、本年度に保育士登録者簿を活用した調査を実施し、氏名や住所等の個人情報を市町村へ提供することについて意向を確認しました。

市町村別の同意者数については、別紙一覧のとおりです。

つきましては、当該情報について提供を希望する市町村は、下記のとおり回答してください。

なお、提供する情報の使用目的は、下記2に限定させていただきます。

記

1 提出希望の回答方法

別紙様式に必要事項を記載し、貴市町村の個人情報保護条例を添付の上、11月30日(金)までに少子政策課へ提出してください。

2 保育士情報の使用目的

保育士求人情報や各種研修の情報など、保育士として埼玉県内で勤務するための情報を提供するため

担 当 : 施設運営・人材確保担当 峯村

電 話 : 048-830-3349

FAX : 048-830-4784

メール : a3320-02@pref.saitama.lg.jp

第 号
平成30年 月 日

埼玉県福祉部少子政策課長 様

(提 出 者)

〇〇市(町村) 〇〇(保育主管課) 課長 印

保育士に関する情報の提供について(依頼)

平成30年11月9日付少字第1061号で照会があった埼玉県が保有する保育士に関する情報の提供を希望します。

なお、提供していただいた保育士に関する情報は、別添の各市(町村)個人情報保護条例に則って適正に管理し、当該個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)等については各市(町村)の責任において対応します。

記

1 情報の使用目的

保育士求人情報や各種研修情報など、保育士として埼玉県内で勤務するための情報を提供するため。

2 提供希望する情報

提供数	市(町村)分 名
	(希望するものを■にしてください)
情報内容	<input type="checkbox"/> 潜在保育士のみ <input type="checkbox"/> 現役保育士のみ <input type="checkbox"/> 両方
	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス

3 担当者連絡先等

担当課	(課)	(担当・係)
担当者職・氏名	(職)	(氏名)
電話番号		
メールアドレス		

※貴市町村の個人情報保護条例を添付してください。

NO	所在地	現役保育士	潜在保育士	合計
1	さいたま市	274	229	503
2	川越市	97	67	164
3	越谷市	93	69	162
4	川口市	101	84	185
5	熊谷市	53	39	92
6	行田市	11	16	27
7	秩父市	19	15	34
8	所沢市	75	56	131
9	飯能市	18	9	27
10	加須市	16	27	43
11	本庄市	16	10	26
12	東松山市	30	21	51
13	春日部市	49	46	95
14	狭山市	30	25	55
15	羽生市	15	11	26
16	鴻巣市	29	32	61
17	深谷市	32	20	52
18	上尾市	60	45	105
19	草加市	47	21	68
20	蕨市	10	7	17
21	戸田市	21	17	38
22	入間市	33	29	62
23	朝霞市	32	18	50
24	志木市	13	10	23
25	和光市	6	6	12
26	新座市	36	26	62
27	桶川市	11	26	37
28	久喜市	36	31	67
29	北本市	22	18	40
30	八潮市	17	7	24
31	富士見市	26	18	44
32	三郷市	32	20	52
33	蓮田市	19	12	31
34	坂戸市	19	19	38
35	幸手市	16	7	23
36	鶴ヶ島市	17	13	30
37	日高市	8	9	17
38	吉川市	18	9	27
39	ふじみ野市	29	22	51
40	白岡市	18	11	29
41	伊奈町	10	8	18
42	三芳町	13	5	18
43	毛呂山町	8	4	12
44	越生町	4	4	8
45	滑川町	2	6	8
46	嵐山町	7	7	14
47	小川町	8	5	13
48	川島町	4	9	13
49	吉見町	5	4	9
50	鳩山町	2	1	3
51	ときがわ町	5	5	10
52	横瀬町	1	1	2
53	皆野町	0	2	2
54	長瀨町	1	1	2
55	小鹿野町	3	2	5
56	東秩父村	2	0	2
57	美里町	1	1	2
58	神川町	1	3	4
59	上里町	10	1	11
60	寄居町	12	9	21
61	宮代町	7	9	16
62	杉戸町	12	11	23
63	松伏町	6	4	10
	合計	1,628	1,279	2,907

待機児童解消に向けた目標の考え

①埼玉県の目標（埼玉県5か年計画）

保育所待機児童数

現状値（平成28年4月1日）	1,026人
目標値（平成34年4月1日）	0人

※平成32年度以降は待機児童数ゼロを維持

②国の目標（平成29年6月 子育て安心プラン）

まずは2年間で待機児童を解消することを目標に掲げ、遅くとも3年間で待機児童を確実に解消し、その後も待機児童ゼロを維持（遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）。

- ・ これら県・国の目標に対して、現在待機児童が解消していない各市の考え方・方針はどうか？
- ・ 特に解消に向けた具体的な数値やプロセスはどうか

以上について12月の整備計画調査（第3回）で改めて確認

3歳から5歳までの子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化されます。

消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされています。

- 子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速することとされました。幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り込まれるものです。
- 「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）において、以下の方針が示され、消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされています。具体的な手続き等については、現在検討が行われているところです。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子供たちの利用料が無償化されます。
 - * 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化されます(上限月額2.57万円)。
 - * 実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外です。
 - * 幼稚園(4時間程度)については満3歳(3歳になった日)から、保育所については3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から無償化されます。その他の施設等については、上記取扱いも踏まえて、検討が行われているところです。
- 0歳から2歳児の子供たちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。

【対象となる施設・サービス】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。
- ※ 最優先の課題である待機児童解消の実現に向けては、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進めます。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園の預かり保育を利用する子供たちについては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化（上限月額2.57万円）に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

※ 認定こども園における子ども・子育て支援新制度の1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含まれます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 認可外保育施設等を利用する子供たちについても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料が無償化されます。
- 0歳から2歳児の子供たちについては、住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

【対象となる施設・サービス】

- 認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象とします。
- 無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要です。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

いわゆる「障害児通園施設」を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子供たちについて、利用料が無償化されます。
 - * 3歳から5歳が対象です（なお、0歳から2歳児の住民税非課税世帯については、既に無償となっています）。
- 幼稚園、保育所、認定こども園といわゆる障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化について

- 子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組むもの。
- 「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）において、以下の方針が示され、消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされている。
- 具体的な手続き等については、現在検討が行われているところ。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子供たちの利用料を無償化。
 - * 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化(上限月額2.57万円)。
 - * 実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外。
 - * 幼稚園(4時間程度)については満3歳(3歳になった日)から、保育所については3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から無償化。その他の施設等については、上記取扱いも踏まえて、検討が行われているところ。
- 0歳から2歳児の子供たちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化。

【対象施設・サービス】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象。

※ 最優先の課題である待機児童解消の実現に向けては、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進める。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園の預かり保育を利用する子供たちについては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化(上限月額2.57万円)に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化。
- ※ 認定こども園における子ども・子育て支援新制度の1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含む。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 認可外保育施設等を利用する子供たちについても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)までの利用料を無償化。
- 0歳から2歳児の子供たちについては、住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化。

【対象施設・サービス】

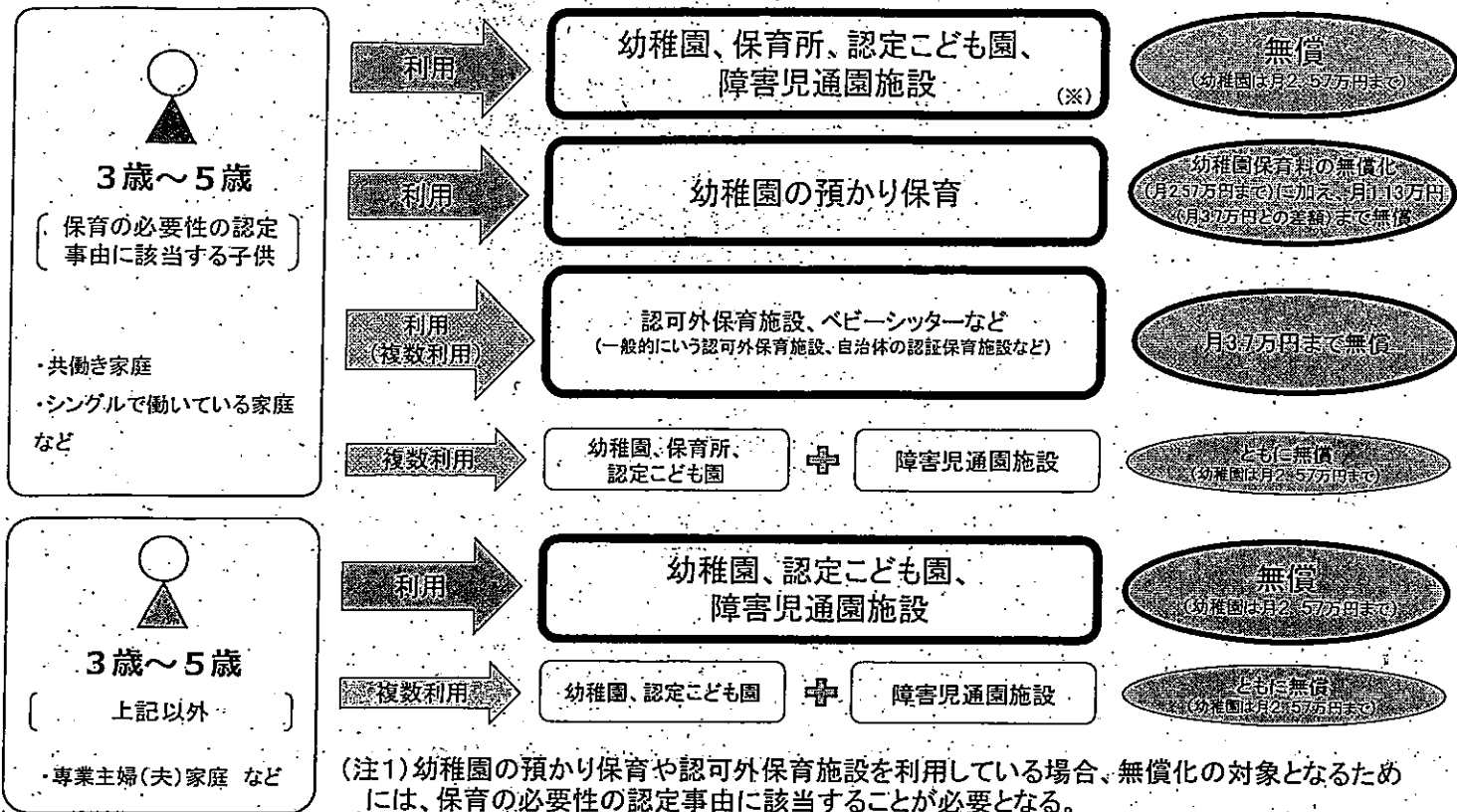
- 認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指す。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業が対象。
- 無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

いわゆる「障害児通園施設」を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)を利用する子供たちについて、利用料を無償化。
 - * 3歳から5歳が対象(なお、0歳から2歳児の住民税非課税世帯については、既に無償となっている)。
- 幼稚園、保育所、認定こども園といわゆる障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象。

幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）



(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

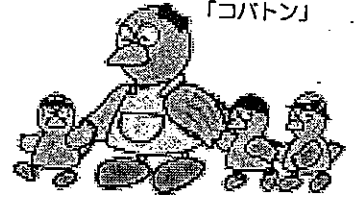
(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。

(※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

保育所を経営している 事業者の皆さんへ

～保育補助者雇上費貸付のご案内～

埼玉県マスコット
「コバトン」



保育士にとって働きやすい労働環境づくりに取り組んでいる保育事業者に、保育士資格を持たない保育補助者の雇上げに必要な費用を無利子でお貸しします。

保育補助者が保育士資格を取得すると、
借った資金の**全額が返済不要**となります。
ぜひ、ご活用ください！

《貸付額》
年額最大
295万3千円
×3年間を限度

◆貸付対象◆

①	新たに保育補助者の雇上げを行う県内（さいたま市を除く）の保育所等である。
②	保育補助者は子育て支援員研修等の一定の研修を受講している（受講予定）者である。または、それと同等以上であると県が認める者である。
③	保育所等は、保育補助者の配置による具体的な勤務環境等の改善計画を策定し、当該計画に基づき保育士の勤務環境改善を行える。
④	保育補助者の従事時間は、1、440時間／年以上、30時間／週以上の勤務である。

◆返還免除の要件◆

○保育補助者が貸付を受ける期間中に保育士資格を取得したとき。
（または貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるとき）。

◆留意事項◆

- ・貸付の決定には審査があります。
- ・1年ごとに改善計画の内容について、現況調査を行います。
- ・保育所等の所在地がさいたま市の方は、さいたま市にお申込みください。

貸付内容や条件等の詳細、申請書類は
県社協ホームページでご案内しています！

URL：<http://www.fukushi-saitama.or.jp/site/>



埼玉県社協マスコット
「シャキたくん」

問い合わせ先：社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 生活支援部資金課
TEL 048-822-1192

保育補助者雇上費貸付の好事例について

1 所沢市 A 保育園、B 保育園

(1) 改善前

平成 28 年度の夏期休暇は 5 日間であったが、連続して取得できなかった。

(2) 改善計画

- ・夏期休暇を 7 日間とし、希望があれば、3 日間連続して取得できるようにする。
- ・リフレッシュ休暇 2 日間を、追加で取得できるようにする。

(3) 実施結果

- ・希望者について 3 日間連続での夏期休暇取得が可能となった。
- ・週末をはさんでの夏期休暇取得により、ほぼ全員に対して祝日を除いた 3 日以上連続した休暇を設けることができた。
- ・リフレッシュ休暇を 6 月～3 月の間で 2 日間追加取得できた。

2 新座市 C 保育園

(1) 改善前

- ・保育士の年間平均時間外勤務時間数は 1 人当たり 25 時間である。
- ・年間有給休暇の取得日数は 1 人当たり平均 5～6 日である。

(2) 改善計画

- ・年間平均時間外勤務時間を 1 人当たり 12 時間以内とする。
- ・年間有給休暇の取得日数を 1 人当たり 10 日にする。
- ・修行規則を改定し、7 月～9 月に夏期休暇 3 日間の休暇を加える。

(3) 実施結果

- ・時間外勤務について年間平均 6～7 時間と改善している。
- ・全員が夏期休暇 3 日間を取得した。

3 朝霞市 D 園

(1) 改善前

- ・保育士が記録用務等に要する時間など保育以外の仕事が負担となっている。

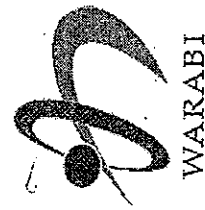
(2) 改善計画

- ・保育士の記録時間、用務等に要する時間が削減され、保育に専念する時間が増える。

(3) 実施結果

- ・概ね、1 日 1 時間程度、日誌の作成等に時間がかかっていたが、今は保育補助者が作成を担っており、保育士の負担が軽減された。

保育士等の優先入所に関する協定書 (蕨市・戸田市)



平成30年11月15日 提出
第4回埼玉県少子化対策協議会 資料

蕨市 健康福祉部児童福祉課
戸田市 こども青少年部保育幼稚園室

協定締結に至る経緯

府子米 809 号
29 初幼教第 9 号
子保発 0929 第 1 号
平成 29 年 9 月 29 日

各都道府県私立学校主幹部(局)長
各都道府県民生主幹部(局)長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市民生主幹部(局)長

敬

内閣府子ども・子育て本部
参事官(子ども・子育て支援担当)
(公印省附)
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局保育課長
(公印省略)

保育士等の子ども優先入所等に係る取扱いについて

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
「子育て安心プラン」について(平成 29 年 6 月 2 日付け事務連絡)においてお示した「6つの支援パッケージ」については、各都道府県又は各市町村(特別区を含む、以下同じ。)が行っている保育関連業務に係る内容が盛り込まれています。今般、本内容の一部に係る具体的な留意事項等を下記のとおりお示しします。内容を十分御了知の上、貴管内の市町村への周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

記

根拠通知

平成29年9月29日発出

「保育士等の子ども優先入所等に係る取扱いについて」

内閣府・文部科学省・厚生労働省通知

趣旨

居住する市町村以外の市町村に所在する保育園等に勤務する保育士等も多数存在することから、市町村の圏域を超えた利用調整が行われるよう、積極的に各市町村間で協定を結ぶ等の連携・調整を行うこと。

協定締結に至る経緯

期 日	内 容
H30年 8月28日	県少子化対策協議会・待機児童対策協議会 出席
H30年 8月30日	蕨市から戸田市へ、連携に向けた打ち合わせを依頼
H30年 9月 4日	蕨市と戸田市の打ち合わせ
H30年 9月18日	県少子化対策協議会・待機児童対策協議会・WG 出席
	蕨市、戸田市それぞれが市長等へ説明
H30年10月17日	蕨市と戸田市の最終打ち合わせ (協定書案および両市の選考基準表を確認)
H30年10月29日	協定締結
H30年11月 1日	市広報、市ホームページにて周知(両市) 入所の手引き配布(戸田市)

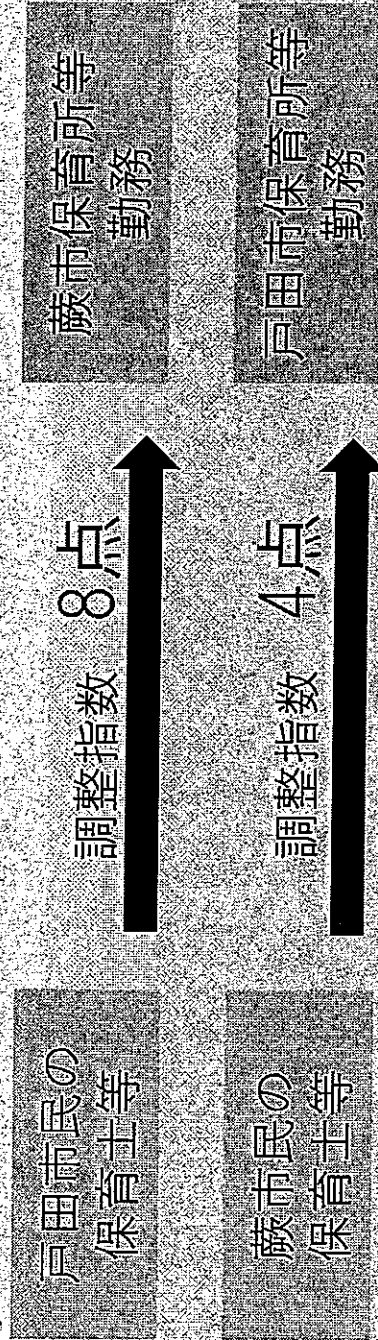
New 保育士等の優先入所に関する協定書

【目的】

・ 蕨市と戸田市がそれぞれ実施する利用調整において、保育士、保健師、看護師、准看護師の資格保有者の児童を優先的に認可保育施設へ入所させることにより、保育人材を確保し円滑で安定した運営を目指す。

【対象となる保育士等】

・ それぞれの認可保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所で、直接雇用され、1日6時間以上及び月20日以上勤務(勤務を予定)し、対象児童の入所日から起算して3年以上勤務する予定である者



[平成31年4月入所から平成32年3月入所分まで]

優先利用誓約書(戸田市の事例)

表

優先利用誓約書

(宛先) 戸田市福祉事務所長

年 月 日

住所 _____
 誓約者氏名 _____
 申込児童氏名 _____
 申込児童生年月日 _____ 平成 _____
 勤務先所在地 戸田市内 _____ 市内内 _____

私は、戸田市保育施設等の利用調整にあたり、戸田市内又は市内内の認可保育施設において勤務するため、優先利用の对象として調整されることに対し、次に掲げる事項を了承のうえ、必要書類を添付して申し込みます。
 また、次に掲げる事項を満たさなくない場合は、「利用解除」の決定を受けても異議はありません。
 なお、勤務状況等について、戸田市が勤務(予定)する認可保育施設に確認することに同意します。

<勤務先所在地が戸田市内の場合>

1	保育士、保健師、看護師、幼稚園、児童館、児童センター等の資格をもち、戸田市内の認可保育施設(認可保育所、小規模保育所及び事業所内保育事業所をいう。以下同じ。)に直接雇用により月20日以上1日6時間以上の保育を行う勤務条件で勤務します。 資格取得見込みの場合は、入所月の前月末までに資格を取得します。
2	勤務(予定)する認可保育施設の退職(内定取消を含む。以下同じ)が決まったときはその旨を直ちに申告します。
3	勤務(予定)する認可保育施設に、入所日から3年以上勤務します。 3年未満で退職した場合は、退職後1か月以内に戸田市内の他の認可保育施設に上記の勤務条件で勤務します。

<勤務先所在地が市内の場合>

1	保育士、保健師、看護師、幼稚園、児童館、児童センター等の資格をもち、市内内の認可保育施設(認可保育所、小規模保育所及び事業所内保育事業所をいう。以下同じ。)に直接雇用により月20日以上1日6時間以上の保育を行う勤務条件で勤務します。 資格取得見込みの場合は、入所月の前月末までに資格を取得します。
2	勤務(予定)する認可保育施設の退職(内定取消を含む。以下同じ)が決まったときはその旨を直ちに申告します。
3	勤務(予定)する認可保育施設に、入所日から3年以上勤務します。 3年未満で退職した場合は、退職後1か月以内に市内又は市内内の他の認可保育施設に上記の勤務条件で勤務します。

※面談・面接はご遠慮ください

[優先利用条件]

- 誓約書を提出する
- 入所月の前月末までに戸田市に転入予定の場合も適用する
- 転園希望の場合は適用しない

裏

<留意事項>

- 各資格の保有を証する書類(保育士証、保健師、看護師、幼稚園、児童館、児童センター等の免許証等)の写しを添付してください。手続中の場合は、各機関に申請を行なっていることが分かる書類を添付してください。
- 優先利用による入所後、3年未満に利用事由が変更となる場合の保育の利用は、次のとおりとなります。

勤務	他の職種に変更となる場合は、退所となります。 下の子の出産に伴い産前産後休暇・育児休業となる場合は、継続利用可能です。
疾病・障害	
介護・看護	状況等の確認のため、保育幼稚園までご相談ください。
災害復旧	
求職活動	退職後1か月以内に市内の他の認可保育施設に所定の条件で勤務した場合は、継続利用可能です。よって、勤務しなかった場合は、退所となります。
就学	就学となる場合は、退所となります。

